

内閣

第十四條ノ二 大東亞省ニ爲替管理官補專任二人ヲ置ク判任ト  
ス上官ノ指揮ヲ承ケ外國爲替管理法ニ基ク検査其ノ他ノ管理  
事務ニ從事ス

第十五條中「大東亞技手專任二十九人」ヲ「大東亞技手專任三  
十三人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

御覽濟

六九

行政機構整備臨時職員令

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ

レムコトヲ請フ

昭和十八年十月二十一日

内閣總理大臣東條英機



行政機構整備臨時職員令

第一條 今回ノ行政機構整備ノ勅令ニ因ル廢官ニ係ル官ニ當該勅令施行ノ際現ニ在官スル者ニ付テハ臨時其ノ官ヲ置カレタルモノトシ其ノ官等及俸給ハ従前ノ例ニ依ル但シ其ノ者ガ引續キ其ノ官ニ在官スル間ニ限ル

前項ノ者ハ休職者其ノ他内閣總理大臣ノ指定スル者ヲ除クノ外待命トス

第一項ノ者ニ對シ本屬長官ノ職務ヲ行フ者ナキ場合ニ於テハ其ノ職務ハ内閣總理大臣ノ指定スル者之ヲ行フ

第二條 今回ノ行政機構整備ノ勅令ニ因リ過員ヲ生ジタル官ニ付

テハ其ノ過員ニ係ル員數ヲ限り當該官ノ定員外ト爲スコトヲ得  
前項ノ官ニ在職スル者ニ付テハ本屬長官ハ必要ニ依リ過員ニ備  
ル員數ノ範圍内ニ於テ之ニ待命ヲ命ズルコトヲ得

第三條 前二條ノ規定ニ依ル待命者ハ其ノ本官ヲ奉ジテ職務ニ從  
事セズ其ノ他總テ在職官吏ト異ルコトナシ但シ第四條ノ規定ニ  
依リ臨時ニ職務ニ從事セシメラレタル場合ニ於テハ在職官吏ニ  
關スル規定ヲ適用ス

第四條 本屬長官又ハ第一條第三項ノ規定ニ依リ本屬長官ノ職務  
ヲ行フ者必要アリト認ムルトキハ同條第一項ノ者ヲシテ其ノ命  
ズル所ニ從ヒ職務ニ從事セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ  
職務ガ他廳ニ屬スルモノナルトキハ豫メ他廳長官トノ協議ニ依

ルモノトス

第一條第一項ノ者前項ノ規定ニ依リ他廳ノ職務ニ從事スル場合  
ニ於テハ其ノ職務ノ執行ニ關シ他廳長官ノ指揮監督ヲ承ク

第五條 本令ハ判事、檢事其ノ他内閣總理大臣ノ指定スル官ニハ  
之ヲ適用セズ

第六條 本令ハ待遇官吏ニ之ヲ準用ス

第七條 特ニ必要アルトキハ今回ノ行政機構整備ノ勅令施行ノ際  
ニ限り當該勅令ニ定ムル定員ニ拘ラズ一ノ當該關係廳ヨリ他ノ  
當該關係廳ニ其ノ職員ヲ轉任セシムルコトヲ得但シ文官任用ノ  
資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ

前項ノ場合ニ於テ其ノ者ガ休職中ノ者ナルトキハ休職ノ儘轉任

内

閣